

和歌山市消防団車両広告掲載に関する取扱い要領

令和 5 年 8 月 8 日
消防局内規第 10 号

改正 令和 6 年 10 月 1 日消防局内規第 14 号 令和 7 年 8 月 12 日消防局内規第 16 号
(趣旨)

第 1 条 この要領は、市が所有する消防団車両に掲載する広告の取扱いについて、和歌山市広告の掲載等に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第 2 条 広告掲載の応募は、次の各号を全て満たす者に限り行うことができる。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 国税又は市税の滞納がないこと。
- (3) 本市の入札に関して参加停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 和歌山市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 28 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団等でないこと。

(広告の掲載料等)

第 3 条 公用車の対象車、掲載位置、規格及び掲載料については次のとおりとする。

対象車	掲載位置	規 格（縦×横）	月額掲載料
消防団車両（市が所有するものに限る。）	左右ドア	25cm×70cm程度	3,000円

(広告の掲載方法)

第 4 条 広告の掲載方法は、市長が指定する素材で作成した広告を車体に貼り付ける方法とし、車体に直接表示する方法によることはできない。

2 広告の中に「有料広告」の表示を入れるものとする。

(広告の掲載期間)

第 5 条 広告の掲載期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までのうちで、要綱第 6 条第 2 項による通知を受けた者（以下「広告主」という。）が掲載を希望する期間とする。

(広告掲載の基準)

第 6 条 広告は、要綱第 3 条に定める基準に該当するもので、かつ、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 車両運行の支障になるもの
- (2) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの
- (3) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 231 条の規定に抵触し、又は抵触するおそれのあるもの

(広告掲載の応募)

第 7 条 広告掲載の応募をするときは、要綱第 5 条第 2 項の広告掲載等申込書その他市長が必要と定める書類を提出しなければならない。

(広告の変更)

第8条 広告主が、広告の掲載期間中に当該広告の内容を変更しようとするときは、変更する広告の原稿を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、広告掲載料を市の発行する納入通知書により指定の期日までに指定の金融機関に納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第10条 既に納付された広告掲載料は還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定により広告掲載料の還付を行う場合は、当該広告の掲載を取り消した日を基準として当月以降の料金に該当する額を還付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取りやめることができる。

(1) 広告主が市長の指定する期日に広告掲載料を納付しない場合

(2) 広告主が第2条に定める応募資格を満たさなくなった場合

(3) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めた場合

(費用負担等)

第12条 広告の製作費用、掲載及び撤去作業は広告主の責任において行い、その費用は広告主が負担するものとする。

2 広告の掲載作業又は撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主の責任において原状回復するものとする。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責めに帰すべき事由により広告の破損等が生じた場合は、市の負担により原状回復することができる。

(広告に関する責任)

第13条 広告主は、広告の内容に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、広告の掲載に関し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 広告主は、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

附 則

この要領は、令和5年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

2 この内規による改正後の和歌山市消防団車両広告掲載に関する取扱い要領第5条の規定は、この内規の施行の日以後に和歌山市広告の掲載等に関する要綱第5条第2項の規定による申込みを行う者について適用し、同日前に同項の規定による申込みを行った者については、なお従前の例による。